

『診断の手引き』の確認方法について

※「診断の手引き」により診断された「疾病」であり、かつ厚生労働大臣が定める「疾患の状態の程度」である場合に、当該事業の医療費補助の対象となります。

☆小児慢性特定疾病情報センター <http://www.shouman.jp/>

厚生労働省による補助事業「小児慢性特定疾病登録管理データ運用事業」により、平成26年度は独立行政法人国立成育医療研究センターにおいて運営されています。

小児慢性特定疾病の患者さんの治療・療養生活の改善等に役立つさまざまな情報の一元化を図り、小児慢性特定疾病の患者さんやご家族、患者団体等の支援団体及び関係学会等の小児慢性特定疾病に関わる人々に、わかりやすく情報提供する目的で構築されたポータルサイトです。

★トップページの『対象疾患について』の項目を選択いただくと、以下の資料が確認できるページに移ります。



① 疾患群別一覧

…各疾患の「概要」の確認や、給付申請に必要な「医療意見書(PDF)」、「診断の手引き」などを取得いただけます。

② 小児慢性特定疾病の対象疾病リスト

…厚生労働省告示第475号等を元に小児慢性特定疾病情報センターが作成したものです。

③ その他の検索

…任意のキーワードで対象疾病の検索をすることができます。

④ 申請書等の一括ダウンロード

…小児慢性特定疾病の申請に必要な医療意見書などがダウンロードできます。

⑤ 令和元年7月1日から追加された疾病の一覧